

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年3月6日(金) 15時00分～15時35分
2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室
3. 出席委員 (9人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	前田雄俊
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉
4. 議事録署名委員の指名
5. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	令和8年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について

報告事項 第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副局長・農地係長事務取扱	獅子田 正臣
副主幹	山口 徳康
主事	和穎 玲

7. 会議概要

議 長

ただいまから、令和8年第3回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番 北見委員、4番 山川委員 をお願いします。

なお、農地法第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から4について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主 事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は安布里 前田78番1、登記地目、現況地目、共に畑で面積520㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、安布里にお住まいの88歳の方、譲受人も市内安布里にお住いの78歳の方です。

事由としては、譲渡人は耕作しないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、ジャガイモやトマト等を栽培し、新規就農したいとのことです。

整理番号2 所在地は正木 三貫目1414番、登記地目、現況地目、共に畑で面積421㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、埼玉県北本市にお住いの80歳の方、譲受人は市内大戸にお住いの76歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模縮小のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、トウモロコシ、ソルゴー等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号3 所在地は国分 御菌35番2、登記地目、現況地目、共

に畑で面積 606 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、佐倉市にお住いの 64 歳の方、譲受人は市内国分にお住いの 41 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、トマト、ナス等を栽培し、新規就農したいとのことです。

整理番号 4 所在地は寶貝 髭作 726 番、登記地目、現況地目、共に田で面積 1,910 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内菌にお住いの 80 歳の方、譲受人は市内安東にお住いの 63 歳の方です。

事由としては、譲渡人は耕作していないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

以上、全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 6 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 2 ページ、整理番号 1 から 2 について審議します。

主 事

事務局より、説明をお願いします。

整理番号 1 所在地は安布里 昭田 224 番 2、登記地目、現況地目、共に田で、面積 1,003 m²の賃貸借による貸借権設定の案件です。

申請人は福岡市の法人及び港区の法人です。

転用の事由及び施設は、それぞれ薬局業と飲食業を営んでおり、出店の基準を満たした申請地に店舗を設置して収益を得たいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、過去に土地改良事業が行われた農地であると認められますので、第 1 種農地と判断されます。

第 1 種農地は原則転用できませんが、隣接地と一体で同一事業を行うために農地転用を行う場合で、事業目的達成のために農地転用が必要と認められ、かつ、開発面積に占める第 1 種農地の割合が第 1 種農地の面積／開発面積 ≤ 1／3 である場合は転用できることとなっております。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和 9 年 2 月 20 日に完了予定になっておりますので、該当しないと考えられます。

整理番号 2 所在地は長須賀 元新工 360 番 14、登記地目畑、現況地目雑種地、で面積 87 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内長須賀にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、隣地に専用住宅 1 棟を建てる計画であり、そこへの進入路を設置したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は用途地域内にある農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 3 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 8 年 4 月 10 日に工事着手し、令和 8 年 7 月 31 日に完了予定になっておりますので、該当しないと考えられます。

以上、全ての案件について、農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

整理番号 1 については、店舗及び駐車場を建設するための申請になります。

2 番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号 2 については、進入路を建設するための申請になります。

1 番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 3 議案第 3 号「令和 8 年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について」を議題とします。

資料の 3 ページについて、事務局より説明をお願いします。

副 主 幹

本日配布しました議案第 3 号 別紙 3-1 をご覧下さい。

まず、令和 8 年度「農作業標準賃金」についてです。

令和 7 年度の農作業標準賃金は、水田作業は 9,200 円、畑作業も 9,200 円、果樹収穫作業は 8,800 円でした。

令和 8 年度の農作業賃金の設定については、まず、千葉県の最低賃金を考慮する必要があります。昨年 10 月に、最低時間額が 1,076 円から 1,140 円に改定されましたので、1 日 8 時間の最低賃金を、9,120 円以上とする必要があります。

次に、県農業会議の令和 8 年度安房地区の設定は、表の 1 番右の欄になりますが、水田作業は 9,800 円で 600 円の増、畑作業は 10,000 円で同じく 800 円の増、果樹収穫作業は 9,800 円で 1,000 円の増となっています。

近隣市の状況としては、南房総市の令和 7 年度の設定は、水田作業は 8,700 円、畑作業も 8,700 円、果樹収穫作業は 9,000 円から 9,500 円でした。

令和 8 年度の農作業標準賃金については、館山市同様、3 月総会で決定するとのことです。なお、鴨川市は、農作業標準賃金の設定をしていません。

以上のことを勘案し、館山市の令和 8 年度「農作業標準賃金」については、千葉県最低賃金を考慮した上で、県農業会議の令和 8 年度安房地区の設定賃金に準じ、水田作業は 9,800 円で 600 円の増、畑作業は 10,000 円で 800 円の増、果樹収穫作業は 9,800 円で 1,000 円の増として提案いたします。

次に、水田機械作業による税別の標準料金についてですが、裏面の議案第 3 号参考資料 3-2 をご覧下さい。

令和 8 年度は、令和 7 年度と据え置きとしたいのは、トラクターによる水田の代掻きまでで 24,000 円、畦塗は 100 円、田植えは 9,000 円、バインダーによる刈取は 8,100 円、ハーベスタによる脱穀の 8,100 円です。増としたいのは、コンバインによる刈取脱穀の 19,000 円で 1,000 円の増、育苗は 950 円で 50 円の増としました。

なお、館山市水稻受託組合の令和 8 年度作業料金は、コンバインによる刈取脱穀は、19,000 円で 1,000 円の増、育苗は 950 円で 50 円の増、他は据え置きとなっています。

次に、県農業会議が設定した県内一律の標準料金は、令和 7 年度に比較し値上がりしていますが、機械本体の上昇及び燃料価格の値上がりによるものです。

近隣市の状況ですが、南房総市が、3 月総会で決定する予定と伺っております。

以上のことから、県農業会議、館山市水稻受託組合の令和 8 年度作業料金を勘案し、館山市の令和 8 年度の標準料金は、3-1 のとおり、事務局（案）として、コンバインによる刈取脱穀を 19,000 円で 1,000 円の増、育苗は 950 円で 50 円の増とし、他は据え置きということで提案いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

承認とする者全員と認め、「承認」として、決定いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を報告します。

資料の 4 から 14 ページ、整理番号 1 から 29 について、事務局より説明をお願いします。

副 主 幹

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かなければならないとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の 7 から 9 ページは、地域計画内での貸し借りで 28 件、資料の 10 ページは、地域計画外での貸し借りで 1 件、合計 29 件です。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の 12 から 14 ページのチェックリストにありますように、個人 9 件、法人 2 件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」、「農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料 11 ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

以上で、第3回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15時35分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉田恒雄

館山市農業委員会委員

北見昌夫

館山市農業委員会委員

山川みき子